

事務連絡
令和2年4月30日

私立保育園・私立認定こども園
小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）に
在籍している児童の保護者の皆様

東京都北区教育委員会事務局
子ども未来部保育課長 土屋 修二

保育園への登園自粛要請に伴う
5月分保育料・職場復帰期限等の取り扱いについて

日頃より当区保育行政にご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

当区では、国の緊急事態宣言の発令に伴い、保護者の皆様には令和2年5月6日（水）までの間保育園への登園自粛を要請しております。

今般の日本国内の新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえ、令和2年5月30日（土）までの間、登園自粛の要請を継続します。

令和2年5月1日（金）から5月30日（土）までの間、登園を自粛した場合の対応は下記のとおりといたします。

なお、本お知らせの内容は、現時点での対応であり、今後の日本国内の新型コロナウイルス感染症拡大の動向及び国の方針により内容が変更となる場合がございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1 保育料

認可保育園に在籍するお子さまと、私立認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）に在籍するお子さまとで取り扱いが異なります。

(1) 認可保育園に在籍するお子さまについて

5月保育料を全額お支払いいただいた後で、5月の欠席日数に応じて日割り計算を行い、差額を充当（先の月の保育料に充てること）いたします。

充当するにあたり、手続きは必要ありません。充当する金額については、日割り計算後、対象となったご家庭へ個別に通知いたします。

充当ではなく還付（お金を返すこと）を希望される場合は別途手続き（書類の提出等）が必要になりますので、令和2年6月30日（火）までに保育課入園相談係までご連絡ください。還付時期は未定です。

(2) 私立認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）に在籍するお
さまについて

5月保育料を全額お支払いいただいた後で、5月の欠席日数に応じて保育料の日割り計算
を行います。5月保育料との差額の精算方法については施設により方法、時期等が異なる
場合がございますのでお通りの施設へ直接ご確認ください。

※今般の日割り計算は「災害その他緊急やむを得ない事情」として緊急的に行います。
※北区外にお住まいのおさまについては、お住まいの市区町村の対応をご確認ください。
※各ご家庭により事情が異なることから欠席理由の確認は行いません。
※おさまがお通りの施設からの報告により欠席日数の把握を行います。保護者様から区に
対し欠席日数をご連絡いただく必要はございませんが、お通りの施設から欠席日数の確認
があった際にはご協力をお願いいたします。

2 4・5月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限

令和2年7月1日（水）まで延長いたします（本来の職場復帰期限は4月入所は令和2年
5月1日、5月入所は令和2年6月1日です）。

令和2年7月20日（月）までに「職場復帰証明書」をご提出ください。

3 4・5月中に採用予定で在園中の方 及び 4・5月入所者（採用予定の方）の 採用年月日の期限

新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、採用が先延ばしになっている場合、令和2
年6月30日（火）まで延長いたします（本来の採用年月日の期限は4月入所は令和2年4
月30日、5月入所は令和2年5月31日です）。

令和2年7月20日（月）までに、「保育所等利用申請書」「勤務証明書（令和2年6月30
日（火）までに採用されたもの）」をご提出ください。

4 月に1日も登園がなかった場合の取り扱い

区から登園自粛を要請していることから、5月中に1日も登園がなかった場合でも、退園
とはなりません。

【問い合わせ】

東京都北区教育委員会事務局
子ども未来部保育課入園相談係
電話：03-3908-9129